

狛江市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

資料 1

No	編・項目	旧頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄	東京都再意見	東京都再意見に対する対応欄
震災編							
第1部							
1	第2章 狛江市の現状	3	1 地勢の概況 「地積は洪積層で…」とあるが、「地質」の誤りではないか。	建設局	「地積」を「地質」に文言の修正をします。		
2	第2章 狛江市の現状	7	4 地震に関する地域危険度測定調査 地域危険度測定調査については、本年9月17日に第7回調査の結果を公表しているため、記載内容の更新をお願いしたい。 （参考） ・プレスＨＰ http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUA/2013/09/60n9h100.htm ・地域危険度ＨＰ http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/home.htm ・地域危険度一覧 http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/table.htm	都市整備局	ご指摘のとおり、内容を更新します。		
3	第3章 狛江市における被害想定	9	②気象条件等 図中 冬の昼12時 文中 シーン①ではなく冬の朝5時等の表記にしてください。	総務局	ご指摘のとおり、修正します。		
4	第3章 狛江市における被害想定	10	地震動 多摩直下地震表中 区部の震度別の数字に誤りがあります。御確認ください。	総務局	ご指摘の数字の誤りを修正します。		
第2部							
5	第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割	18	2－2 市民の責務 「（2）家具の転倒・落下、窓ガラスの飛散防止」を 「（2）家具の転倒・落下・移動、窓ガラスの飛散防止」に修正 ○家具の転倒・落下・移動の防止で統一してください。	東京消防庁	ご指摘のとおり「家具の転倒・落下・移動、窓ガラスの飛散防止」で統一します。		
6	第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割	23	北多摩南部建設事務所の事務として、「6 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関すること」とあるが、所管事務ではないので、削除されたい。	建設局	ご指摘のとおり、削除します。		
7	第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割	23	警視庁 第八方面本部 調布警察署 （6）遺体の見分及び検視に関する を （6）遺体の調査等及び検視に関する に修正 理由：当庁の内規を改正したため。	警視庁	ご指摘のとおり、修正します。		
8	第2章 市民と地域の防災力向上	32	3－1 狛江市消防団の体制強化 「○ 各種資器（機）材を活用して地域特性に応じた…」を 「○ 狛江消防署と協力し、各種資器（機）材を活用して地域特性に応じた…」に修正する。 「○ 応急手当普及員及び…」を 「○ 狛江消防署と協力し、応急手当普及員及び…」に修正する。 狛江消防署と市の役割を明確に下さい	東京消防庁	ご指摘の箇所（2つ目の文章と3つ目の文章）の冒頭に「狛江消防署と協力し、」を加えます。		
9	第2章 市民と地域の防災力向上	34	5 ボランティアとの連携 警視庁所管の「交通規制支援ボランティア」に係る記載がないため、追記する場合は都地域防災計画 P 7 7、P 1 9 0 を参照してください。	総務局	ご指摘のとおり、都地域防災計画を参照し、交通規制支援ボランティアに係る記載を5－3として追記するとともに、以降の項目番号の繰り下げを行います。		

No	編・項目	旧頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄	東京都再意見	東京都再意見に対する対応欄
10	第2章 市民と地域の防災力向上	41	8行目の《都災害ボランティアセンター》を、 《東京ボランティア・市民活動センター》に修正願います。	生活文化局	ご指摘のとおり、修正します。		
11	第3章 安全な都市づくりの実現	43	課題として、「防災機能を備えた公園の整備を望む市民が多いほか、被害想定を踏まえた避難者及び帰宅困難者対策として和泉多摩川緑地を整備する必要性が高まった。」とあるが、上に記載された被害想定根拠と、課題が一致していない。避難者数（再掲）や、帰宅困難者数（再掲）を示してはどうか。 また課題として、特定の公園の整備推進ではなく、避難場所となるオープンスペースの確保が必要なのではないか。 和泉多摩川緑地は、市が将来管理者であると認識しているため、下記の4箇所の記載について、再考されたい。 ①P44『市民の強い要望や防災上の必要性等を踏まえ、和泉多摩川緑地の整備を積極的に推進し、防災機能を有する都立公園として整備を図る。』 ②P45『■和泉多摩川緑地 …避難者対策や帰宅困難者対策の防災拠点として整備する必要性がさらに高まったことから、都立公園化の実現を図れるよう、都に対して積極的に整備を要請していく。』 ③P148『和泉多摩川緑地について、災害時集合場所として活用を図れるよう、防災機能を有する都立公園として整備することを都に積極的に要請していく。』 ④P173『和泉多摩川緑地について、帰宅困難者の対策拠点（避難者対策を含む）となる都立公園として整備するよう積極的に都に要請する。』	建設局	・被災想定に「避難者数」と「帰宅困難者数」を追記します。 ・他の点については、東日本大震災等の教訓や市民要望といった状況を踏まえ、現在の市の考えとして記載しているものですので、原案のとおりとしたいと考えております。	和泉多摩川緑地については、昭和47年1月に都市計画法23条6項に基づく将来管理者協議において狛江市から同意を受けており、事業主体は市となっている。そのため、東京都は市が将来管理者であると認識しているため、以下の通り修正されたい。 ①P44『市民の強い要望や防災上の必要性等を踏まえ、和泉多摩川緑地の整備を積極的に推進し、防災機能を有する都立公園として整備するよう都に要請していく。』	ご指摘のとおり修正します。
12	第3章 安全な都市づくりの実現	48	■天井等の落下防止対策《都（都市整備局）》に、“オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。”との記述があるが、都市整備局の所管ではないため、修正願いたい。 東京都地域防災計画における本件に関する記述は、「都及び区市町村は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。」としており、一般的な調査等を意味するものではない。 なお、家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発の所管は、東京消防庁である。 ※ 参照「東京都地域防災計画」 第3章 第5節 2－3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 （1）対策内容と役割分担（P115） （2）詳細な取組内容 エ 家具類の転倒・落下・移動の防止（P116）	都市整備局	ご指摘のとおり、所管の変更を行うとともに、「オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い・・・」の前に「保有施設の」を加筆します。		
13	第3章 安全な都市づくりの実現	50	3 液状化への対策 ○「東京の液状化予測図」を見直し・・・ →平成25年3月に見直し、公表しています。	総務局	ご指摘の箇所について、次のとおり修正します。 「東京の液状化予測図」により情報提供を行う。		
14	第3章 安全な都市づくりの実現	52	■高圧ガス保管施設の安全化（都（環境局）） 「東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について東京都高圧ガス施設安全基準に基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を行う。」 とある部分について、 <u>現在都が実施していない事項の表現が含まれているため、次のとおり文言を整理する。</u> 「東京都震災対策条例に基づき、都内の高圧ガス施設について東京都高圧ガス施設安全基準を定めており、それに基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行っている。」	環境局	ご指摘のとおり、修正します。		

No	編・項目	旧頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄	東京都再意見	東京都再意見に対する対応欄
15	第3章 安全な都市づくりの実現	52	■ 毒物・劇物取扱施設の安全化 ◆市教育部では、各学校に対して危害防止規定の策定を指導されていると思いますので、教育部にご確認のうえ以下のような修正を検討してください。 【修正例】 事故発生時の活動について、次の対策を計画ような項目を記載した危害防止規定を策定するよう指導する。 ◆毒物劇物取締法に基づく業務は福祉保健局だけでなく、保健所及び健康安全研究センターでも実施しておりますので、所管部署名として追加して下さい。 その他、文言の修正等をご検討下さい。 【修正例】 《都（福祉保健局、保健所、健康安全研究センター）》 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置等を記載した危害防止規定の策定及び定期的防災訓練の実施等を指導する。	福祉保健局	ご指摘のとおり、修正例に倣って修正します。		
16	第3章 安全な都市づくりの実現	53	4－3 危険物等の輸送の安全化 ◆毒物劇物取締法に基づく業務は福祉保健局だけでなく、保健所及び健康安全研究センター、でも実施しておりますので、所管部署名として追加して下さい。 【修正例】 《都（福祉保健局、保健所、健康安全研究センター）》	福祉保健局	ご指摘のとおり、修正例に倣って修正します。		
17	第3章 安全な都市づくりの実現	56 ～ 59	3 危険物等の応急措置による危険防止 下水道への流入事故に関する応急措置と、流域下水道本部への報告に関する追記をご検討願います。 【追記例】（都地域防災計画P143参照） ○事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 ○関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係わる災害情報の収集、伝達に努める。 ○都下水道局流域下水道本部に速やかに流入状況を報告する。	下水道局	《市（総務部、教育部）》に次の文章を加えます。 ○ 関係機関との連携を図るとともに、情報収集・提供に努める。 「■ 毒物・劇物取扱施設の安全化」に次の文章を加えます。 《都下水道局》 ○ 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。		
18	第3章 安全な都市づくりの実現	58	■ 毒物・劇物取扱施設の安全化 ◆毒物劇物取締法に基づく業務は福祉保健局、保健所だけでなく、健康安全研究センターでも実施しておりますので、所管部署名として追加して下さい。その他、文言の修正等をご検討下さい。 【修正例】 《都（福祉保健局）・多摩府中保健所・健康安全研究センター》 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。また、住民避難等の危害防止策を講ずるよう指示する。	福祉保健局	ご指摘のとおり、修正例に倣って修正します。		
19	第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	69	6 下水道 《市（建設環境部）》 「災害時の下水道施設の応急対応に関するマニュアル等を作成し、」とあるが、国土交通省が策定を要請している「下水道BCP」とはどのような関係にあるのか。（確認）	都市整備局	当該箇所のマニュアル等は、災害時に担当課が行う業務フローを想定しており、下水道BCPとの直接の関連はありません。		
20	第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	69	6 下水道 【原文】 《都（下水道局）》 市が収集・運搬するし尿の受入体制について拡充していく。 一狛江市さんと都下水道局の間で、平成23年8月1日に「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結し北多摩一号水再生センターでのし尿の受入れ体制が整備済みです。覚書の趣旨に沿った記述のご検討をお願いします。 【修正例】 《都（下水道局）》 締結済みの覚書に基づき、市が収集・運搬するし尿の受入体制を整備する。	下水道局	ご指摘のとおり、修正例に倣って修正します。		
21	第5章 応急対応力の強化	82	エ 市職員研修・人材の確保等 ○市職員一人ひとりが・・・技術等を習得する・・・	総務局	ご指摘のとおり、修正します。		

No	編・項目	旧頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄	東京都再意見	東京都再意見に対する対応欄
22	第5章 応急対応力の強化	83	3 消火・救助・救急活動体制の整備 《狛江消防署》 「○同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資器（機）材を整備する。」（削除） ○資器（機）材の整備については、狛江消防署独自に行うことではないため、削除してください。	東京消防庁	ご指摘のとおり削除します。		
23	第5章 応急対応力の強化	90	1 初動態勢 ■ 狛江消防署の活動態勢 震災配備態勢・震災非常配備態勢 表中 「東京都23区、…震災警防本部長が必要と認めた場合は、…事前計画に基づく活動を開始する。」（削除） ○都計画との整合性を図るため。	東京消防庁	ご指摘のとおり、修正します。		
24	第5章 応急対応力の強化	95	《調布警察署》 上から7行目の ・死体の見分及び検視 とあるのを ・遺体の調査及び検視 と修正する。 理由：当庁の内規を改正したため。	警視庁	ご指摘のとおり、修正します。		
25	第6章 情報通信の確保	105	・狛江市計測震度計システム 文中 都防災行政無線システム → 東京都災害情報システム（DIS）	総務局	ご指摘のとおり、修正します。		
26	第6章 情報通信の確保	113	3 広報及び広聴体制 【原文】 ○被災者に関する広報の主な内容は以下のとおりである。 ・ ・ライフラインの復旧状況 →（都地域防災計画P206参照） 下水道管さよが壊れた場合など、市民に下水道使用自粛を要請することが想定されます。下水道の被害状況に応じて、節水の呼びかけや水洗トイレの使用自粛などに関する広報についてもご検討されてはいかがでしょうか。	下水道局	ご指摘の点は状況に合わせて広報を行うことになりますが、計画の掲載は主な項目を例示したものであり、原案のとおりとしたいと考えております。		
27	第7章 医療救護等対策	122	2 医薬品・医療資器（機）材の確保 ◆医薬品等の備蓄について、発災から3日間で必要になる量を目安とする旨を追記することをご検討ください。 【修正例】 狛江市医師会等と協議のうえ、流通在庫の提供について、検討しておく。また、経済性を考慮しながら、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量の目安は発災から3日間で必要になる量とする。	福祉保健局	予算的な調整事項になるため、計画としては原案のとおりとしたいと考えております。		
28	第7章 医療救護等対策	128 129	■ 負傷者の搬送 消防、警察、自衛隊で搬送先を分けているように読めますが、実災害時に対応は可能でしょうか？	総務局	都地域防災計画＜震災編＞（P368-369）を参照し、記載をしております。		
29	第7章 医療救護等対策	132	2 医薬品・医療資器（機）材の供給 ◆図中に「センター長：薬剤師会」と記載されていますが、本文中にも記載されるようご検討下さい。 【修正例】 《市（福祉保健部）》 ○ 狛江市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「医薬品ストックセンター」を発災後速やかに設置する。センター長は狛江市薬剤師会から選任する。	福祉保健局	図はあくまで都地域防災計画を引用させていただいたものです。センター長については調整事項であるため、原案のとおりとしたいと考えております。		
30	第8章 避難者対策	148	避難場所等の指定について 都では、避難のために一時的に集合して集団を形成する場所を一時集合場所、避難者の生命を保護する大規模公園等のオープンスペースを避難場所とし、二段階避難として区別しています。狛江市の災害時集合場所は両方を含んでいるように読み取れますが、今後、都との整合について検討をお願いします。	総務局	狭い市域や広域避難場所の偏在性等、地域の状況を踏まえ、災害時集合場所をご指摘のとおり両方を含んでいる形を想定しています。そのため、原案のとおりとしたいと考えております。		

No	編・項目	旧頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄	東京都再意見	東京都再意見に対する対応欄
31	第8章 避難者対策	148	避難所の一時収容について 3. 3㎡当たり4人とありますが、問題はないでしょうか？都では、避難場所でも1㎡当たり1人として想定しています。	総務局	前項目に「避難受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。」とあるため、次の文章を削除します。 ○ 避難所の収容基準は、おおむね次のとおりとする。 一時収容：居室3.3㎡当たり4人 長期収容：居室3.3㎡当たり2人とする。		
32	第8章 避難者対策	148	和泉多摩川緑地を災害時集合場所として活用を図ることについて、①「市民の安全性をより一層確保するため、現在、狛江市が将来管理者となっている都市計画和泉多摩川緑地について・・・」とするなど、都市計画の現状を踏まえた表現としてほしい。②「避難場所の指定については、豪雨等の浸水想定を考慮し、安全を確保できるように選定する」と記載されているが、このことと、狛江市洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域になっている都市計画和泉多摩川緑地を災害時集合場所として活用を図ることとの整合性を説明していただきたい。	都市整備局	①原案のとおりとしたいと考えております。 ②狭い市域や限られたオープンスペース等を考慮すると、震災時の災害時集合場所としては多摩川の浸水想定区域内のスペースを指定せざるを得ないことから、ご指摘をいただいた項目については、「豪雨等の浸水想定を考慮し、」の部分を削除し、次のとおり文書を訂正します。 ○ 避難場所については、避難に必要な施設・設備を含めて整備する。避難場所の指定については、安全を確保できるように選定する。		
33	第8章 避難者対策	151	■避難所の管理運営体制《都（福祉保健局）》 避難所管理運営指針は平成25年2月に改訂しておりますので、修正をお願いいたします。 【修正例】 「避難所管理運営の指針」について、平成19年度に改訂した内容を平成25年2月に再改訂し、市の避難所運営体制整備を支援している。	福祉保健局	ご指摘のとおり、修正します。		
34	第8章 避難者対策	151	■避難所の管理運営体制《都（教育庁）》 以下の文言について、適切な表現に改める。 修正前： 《都（教育庁）》 ○ 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定する。 修正後： 《都（教育庁）》 ○ 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画の策定を支援する。	教育庁	ご指摘のとおり、修正します。		
35	第8章 避難者対策	152	4 災害時要援護者等への対策 本年6月の災害対策基本法改正（災害時要援護者に関わる部分は平成26年4月1日施行予定）により、今後、地域防災計画に記載すべき事項が、内閣府防災の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」の13頁に示されております。法施行前ではありますが、対応した修正をご検討ください。	福祉保健局	災害時要援護者等への対策については、改正災害対策基本法の趣旨や内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」等を踏まえた内容に修正を検討します。		
36	第8章 避難者対策	165		福祉保健局		【追加意見】 6 動物救護 農市地域防災計画では、《市（総務部・福祉保健部・教育部）》の項のところで、「○避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供」、「○避難所等における動物の適正飼養の指導等を行う。」の役割が必要ではないかと思います。東京都地域防災計画では、区市町村の役割分担として記載しております。避難場所を設置して同行避難動物を受入れる市においても同様に指導等が行われることとなることが考えられることから、この役割内容についてご確認、ご検討ください。 【参考】 東京都地域防災計画 平成24年修正 第10章 避難者対策 第5節 具体的な取組 <応急対策> 3 動物救護	ご指摘のとおり、6 動物救護 《市（総務部・福祉保健部・教育部）》の項に、「○避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供」、「○避難所等における動物の適正飼養の指導等を行う。」を追記します。 また、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省）を踏まえた内容に修正します。
37	第9章 帰宅困難者対策	166	現在の対策の状況 文中 平成24年11月 → 平成23年11月 課題 ・乳幼児・・・について 相互の安否確認も重要ですが、学校・保育所など、利用者保護を行うべきところに対しそれぞれの役割を周知することも必要と考えます。	総務局	1 現在の対策の状況について、ご指摘の文言の修正を行います。 2 課題について、ご指摘の点の役割の周知については、一つ目に掲載した条例の考え方の周知に含まれているものと考えております。		
38	第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進	193	3 物資の調達要請 本文中の図は、物資全体の要請ではなく、米に限っての要請の流れ図となっているので、見出しを変更するか、若しくは、図を物資全体の要請の流れ図に変更するか、どちらかの対応が必要。	福祉保健局	【米穀の調達フロー図（東京都地域防災計画より）】の見出しをつけます。		

No	編・項目	旧頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄	東京都再意見	東京都再意見に対する対応欄
39	第11章 住民の生活の早期再建	200	【原文】 ・し尿処理については、都の水再生センターとの協定を締結している。 →P69同様、覚書の趣旨に沿った記述のご検討をお願いします。 【修正例】 ・し尿処理については、都下水道局と覚書を締結し、北多摩一号水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する体制が整備されている。	下水道局	ご指摘のとおり、修正します。		
40	第11章 住民の生活の早期再建	203	以下のとおり修正願います。 ■ 義援金の配分事務 《都（総務局・福祉保健局）》 ○東京都義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、市、日本赤十字社東京都支部ほかその他関係機関の中から選任しておく。	福祉保健局	ご指摘のとおり、修正します。		
41	第11章 住民の生活の早期再建	203	■ し尿処理体制の確保 【原文】 ○都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制の確保等を行う。 →都下水道局が管理する流域下水道幹線には現在指定マンホールはありません。	下水道局	ご指摘の文章について、次のとおり修正します。 ○ 都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制の確保等を行う。		
42	第11章 住民の生活の早期再建	210	以下のとおり修正願います。 5 義援金の募集・受付 《市（企画財政部）》《都（総務局・福祉保健局）》《日本赤十字社》 ○ 義援金の募集が決定した場合は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、募集口座を開設する。	福祉保健局	ご指摘のとおり、修正します。		
43	第11章 住民の生活の早期再建	211	6 トイレの確保及びし尿処理 表中 狛江市 「し尿収集計画の作成」 ・避難所から都下水道局管理の主要管きよの指定 ・マンホールまでの搬入道路の被災状況の情報を収集 ■ 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入 ： ○・・・水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに搬入する。 →P203同様、都下水道局管理の流域下水道幹線には、指定マンホールはありません。 また、指定マンホールが「流域関連公共下水道の主要管きよのマンホール」を意味する場合は、都下水道局管理の流域下水道幹線・水再生センターにも影響いたしますので、事前にご協議をお願いします。	下水道局	ご指摘の点について次のとおり文章を修正します。 表中 「し尿収集計画の作成」 ・避難所から都下水道局管理の主要管きよまでの搬入道路の被災状況の情報を収集 ■ 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入（＜市（建設環境部）2つ目の文章＞） ： ○ 被害状況、収集場所等の情報を基にして、協定先等と協力し、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センターなどに搬入する。		
44	第11章 住民の生活の早期再建	219	1 被災住宅の応急修理 ■ 対象者の選定 《市（建設環境部）》2つ目の○ 「対象者の選定にあたり、～（中略）～」あり、り災証明を「発行する」とあり、り災証明が、応急修理の対象者選定のために発行されるように読めるので、「被災者の資力その他生活条件についての調査」及び「り災証明」により選定する、と記載してはいかがでしょうか。	都市整備局	ご指摘のとおり修正します。		
45	第11章 住民の生活の早期再建	219 220	仮設住宅の供給について 全般的に、東京都地域防災計画との整合を図ってください。また、都と市の役割が不明な記載があります。 ・219頁-220頁 1つ目の○ 「締結した民間不動産業者等と協力し」⇒都が協定を締結している団体指しているのでしょうか。 ・220頁 1つ目の○ 「仮設住宅入居後もしばらくの間」・・・しばらくの間とは、⇒入居者管理は、市になることを記載してください。 ・220頁 2つ目の○ 仮設住宅の建設計画は都になり、東京都地域防災計画では具体的な空間設計まで記載はしていません。（特に、「前提とする」、という記載について） ・220頁 3つ目の○ 「集合住宅タイプの仮設住宅の検討」について、東京都地域防災計画の「構造及び規模等」と整合がとれていません。（設置費用、関係法令との検証を行った上で、記載するのが適当ではないでしょうか。）	都市整備局	・219頁-220頁 1つ目の○ 「締結した民間不動産業者等と協力し」については、予防対策において市も市内不動産事業者との協定締結を検討することとなっていることを踏まえ、都が協定を締結している団体と市が協定を締結する団体指します。 ・220頁 1つ目の○ 「仮設住宅入居後もしばらくの間」を削除し、入居者管理は、市になることを記載します。 ・220頁 2つ目の○ 「前提とする」を「都に働きかける」に変更します。 ・220頁 3つ目の○ 狛江市の特徴や過去の災害の教訓を踏まえて記載をしているものですので検討事項として記載したいと考えております。		

No	編・項目	旧頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄	東京都再意見	東京都再意見に対する対応欄
46	第11章 住民の生活の早期再建	223	5 被災者に対する生活再建資金援助等 《都（福祉保健局）》 ○自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者再建支援金を支給する。 上記支援金の支給は国の制度であり、国が支給するものなので、削除。若しくは、国の役割として記載する。 ○『被災した低所得世帯を対象に、・・・』の生活福祉資金・緊急小口資金の貸付については、東京都社会福祉協議会が実施主体であり、各区市町村の社会福祉協議会が窓口となるため、《狛江市社会福祉協議会》として、別途記載していただくのが適当かと思われます。	福祉保健局	都地域防災計画＜震災編＞（P551）を参照し、記載をしております。	都地域防災計画も今後計画を見直す際、記載内容を修正させていただきます。	再意見を踏まえ、当初のご指摘のとおり、箇所の1項目を削除するとともに、2項目の主体については、狛江市社会福祉協議会と調整します。
47	第11章 住民の生活の早期再建	224	7 職業のあっ旋 《都（労働局）》 全体的に、東京都ではなく東京労働局（公共職業安定所）の施策が記載されている。	産業労働局	《都（労働局）》を《東京労働局》に修正します。		
第3部							
48	第3章 復興に向けた方針、計画等ほか	233 236 237	「都市の復興に係る計画等については、都が策定した震災復興マニュアル（復興施策編）（平成15年3月）に示されている、行政が実施する主な項目と具体的行動名に基づき策定する」とされており、P236～237に記載されている「都市の復興に向けた行動プログラム」などを、貴市における同マニュアルとして制定する旨の記述についてご検討いただきたい。また、併せて、市街地復興整備条例の制定に向けた記述についてもご検討いただきたい。	都市整備局	調整事項のため、原案のとおりとしたいと考えております。		
風水害編							
49	全般		水防法及び気象業務法が改正されました。 別添え資料を参照し地域防災計画への反映を検討してください。	建設局	風水害編については、24年改正の東京都地域防災計画を参考にした修正に留めております。水防法改正及び気象業務法改正に伴い東京都地域防災計画＜風水害編＞改正された場合に反映をしたいと考えております。		
50	全般		防災基本計画の災害事象に竜巻が追加されています。都地域防災計画を参考に記載をお願いします。	総務局	都地域防災計画を参考に記載します。		
第1部							
51	第2章 狛江市の概況と風水害	3	統計こまめは平成24年度版が出ていますが、反映についてはいかがでしょうか。	総務局	各種数値は、防災会議が開催された25年5月時点での情報を掲載しておりますので、計画を確定させる段階では最新の情報に更新します。		
52	第2章 狛江市の概況と風水害	4	【近年多発する集中豪雨の被害】一覧 【総雨量及び時間最大雨量】一覧 について ① 平成17年9月4日 ② 平成19年8月28日 ①、②の床上、床下、半地下の件数が東京都の水害統計と異なるのはなぜでしょうか？ 東京都の水害統計は、狛江市からの情報から作成している資料になります。 ①、②の総雨量、時間最大の値が東京都の観測記録と異なります。どこの観測記録を掲載しているのでしょうか？ また、東京都の水害統計では、狛江市は平成20年8月29日に被害がないことになっています。	建設局	被害記録がありますので、東京都の水害統計との齟齬については別途調整させてください。		
53	第2章 狛江市の概況と風水害	4	【近年多発する集中豪雨の被害】一覧 【総雨量及び時間最大雨量】一覧 について 平成20年までの記載しかありませんが、20年以降の被害についても記載されてはいかがでしょうか	総務局	20年以降の被害についても追記します。		

No	編・項目	旧頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄	東京都再意見	東京都再意見に対する対応欄
第2部							
54	第2章 水害予防計画	12	2 雨水流出抑制施設の整備 野川豪雨対策計画において、平成29年度までに時間雨量55mmの流出抑制を実現とありますが、豪雨対策計画31頁では5mm降雨相当と記述されております。 本文中に「また、平成24年11月に、都が設置する中小河川における今後の整備のあり方検討委員会において、野川の時間最大65mm降雨に対応する河川整備の方針について提言を出している。」と記載されていますが、上記委員会の提言をうけて、都が整備方針を策定しております。 ・修正案（ご参考までに） また、平成24年11月に都は「中小河川における都の整備方針」を策定し、この中で野川は時間最大65mm降雨に対応した整備の優先流域とされている。	建設局	ご指摘のとおり修正します。		
55	第2章 水害予防計画	20	4 狛江市洪水ハザードマップ<市（総務部）> （2）集中豪雨版 【原文】 東京都都市型水害対策連絡会（東京都建設局）公表の野川流域の浸水予想区域をもとに 【修正案】 都及び区市で構成される東京都都市型水害対策連絡会（東京都建設局）作成の 野川流域の浸水予想区域をもとに 【意見】 東京都都市型水害対策連絡会は、東京都建設局だけでなく、都の関連する部署（都市整備局、下水道局等）や流域内の区市で構成され、浸水予想区域図を作成しました。	建設局	ご指摘のとおり修正します。		
56	第2章 水害予防計画	21	4 避難体制<市（総務部）> （3） 都県を越えた広域避難 都地域防災計画を参照した内容になっていますが、この文面では市がシミュレーション等を行っていくように読み取れますがよろしいでしょうか。また、少なくとも、風水害編のため、震災時という表現は修正が必要です。	総務局	ご指摘のいただいた点について、次のとおり実施主体の記載を変更します。 4 避難体制 （1） 避難勧告発令基準<市（総務部）> （2） 集中豪雨時の避難<市（総務部）> （3） 都県を越えた広域避難<都（総務局）>		
57	第2章 水害予防計画	26	6 ③ 本年8月に内閣府防災から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されておりますので、記載の更新をご検討ください。	福祉保健局	ご指摘のとおり記載事項の更新を行います。		
58	第4章 応急活動拠点等	34	2 浸水対策<市（総務部）> 【原文】 平成17年度に東京都が公表した野川流域浸水予想区域図によると 【修正案】 平成17年度に東京都都市型水害対策連絡会が作成した野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図によると	建設局	ご指摘のとおり、修正します。		
第3部							
59	第4章 水防対策	64	【（参考）各水位によって発表する予警報・避難勧告等の種類】（東京都水防計画から抜粋をもとに作成）	建設局	ご指摘のとおり、修正します。		
60	第4章 水防対策	69	3（2）水防態勢 図中 上段に記載されている所長を削除 ※別図参照	建設局	ご指摘のとおり、修正します。		
61	第5章 警備・交通規制	77	第2節 警察の任務 《調布警察署》 ・被災者の救出・救護 → ・被災者の救出救助 ・死体の見分（検視） → ・遺体の調査及び検視 に修正する。 理由：当庁の内規を改正したため。	警視庁	ご指摘のとおり、修正します。		